日本航空 OB 乗員 有志の会ニュース

2012 09 08

No.12-056

HP: http://jalfltcrewob.web.fc2.com/ Mail: jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

もうひとつの解雇撤回裁判

契約制客室乗務員雇い止め裁判 (東京高裁)

当時の客乗組合委員長の証人喚問

取り組みにより「よほどの問題とかトラブルがない限り

無条件で本採用」という国会答弁を引き出した

保安やサービスなどの実業務においても正社員と契約制の

違いは一切ない (表題は世話人による)



約制客室乗務員が、3年目の契約を更新されず雇い止めさ れたことは不当として東京地裁に訴えていた裁判で、昨年10 月31日の判決はパワハラ面談の一部 を認め損害賠償20万 円の支払義務を会社に下しました。

しかし一方では公判中の8月に突然交代した古久保裁判官は、

1年以上にわたって原告が受け続けたその他のパワハラ面談の殆どを「指導の一環であ った」とし、上司が評価を低位に"改ざん"した事実や原告だけ規定に反したチェック をした事など数々の事実には一言も言及せず、退職強要をし続けた結果の雇い止めの 関係性には全く触れないままの不当判決でした。

原告そして被告の日本航空双方が控訴しました。

その控訴審では、担当した青柳裁判官の公平さを欠く不誠実な態度 (*) が問題に なり、原告側は、裁判官の交替を訴える「忌避申し立て」をしました。

しかし申し立ては東京高裁・最高裁いずれも却下。裁判は青柳裁判官の下で再開され ることになりました。

航空連機関誌「フェニックス」262号

(2)ページ 左側下段

さらにもうひとつの解雇撤回裁判 日東整不当解雇撤回裁判

【原告の意見陳述】

日航から露骨な干渉を受けた

JALの整備子会社であった日東航空整備(日東整)は、JALが日東整との契約を解除 して切り捨てたために、147名の全社員に2011年3月末での希望退職を迫り、応じなか った労働者13名を解雇しました。

不当にも解雇された泉さんと佐藤さんの2名は「日東整争議団」を立ち上げました。 日東整の受け持ってきた整備作業がなくなったわけではありません。

JAL は日東整の業務をJALEC に引き継がせました。しかし、日東整社員の雇用は引 き継がれませんでした。

JALEC が業務を引き継いだ以上、雇用もJALEC に引き継がれるべきです。

航空連機関誌「フェニックス」262号

(3)ページ 右側下段

皆様、高裁宛て署名活動及び整理解雇撤回を支援する為のカンパにご協力お願いします詳細は、HPをご覧ください。

http://jalfltcrewob.web.fc2.com/

(*)契約制客室乗務員雇い止め裁判(東京高裁)に於ける 「青柳裁判官の公平さを欠く不誠実な態度」について

(航空連機関誌「フェニックス」258号より抜粋)

乱暴な青栁裁判長を忌避申し立て

3月6日、東京高裁でJAL契約制客室乗務員雇い止め撤回裁判控訴審第2回 口頭弁論が開かれました。

法廷では冒頭、証拠書面の原本について裁判官と原告・被告、双方の弁護士との間で確認のやりとりが行われました。被告が改ざんした書類については、原告側指摘を踏まえた取り扱いが確認されましたが、この間裁判長は、「改ざんと決めつけてはいけない」などの発言をしました。原告が求めている4人の証人採用については、弁護士が必要性を訴えている途中で「もう結構です」と発言を強権的に禁止しました。原告が採用不可欠としていた2人の証人採用は却下されました。

(CCU元委員長の飯田氏の証人採用は認めました)

これを受けて原告弁護団は、①改ざんされた評価表の原本確認について裁判長は、「改ざんと決めつけてはいけない」「いちいちやっていられない」等の不当発言をし、確認はおざなりに終わった②証人採用の必要性を説明しようとした原告代理人に、「もう結構です」と発言そのものを強権的に禁止した③会社が主張する雇い止め根拠について、原告は職場の多数の陳述書を元に比較検証を訴えたのに対し「比較検討する必要はない」と、合理的・客観的根拠の判断をしようとしなかった、を理由に当該裁判官のもとでは公正な裁判は望めないとして裁判官の忌避を申し立てました。